20011年11月13日、9月議会一般質問内容

田儀 公夫

日本共産党倉敷市議会議員団の田儀公夫です。

伊東市長に数点質問致します。まず初めに、この度の台風で被災されましたみなさんに共産党・ 倉敷・市議会議員団を代表し、心からお見舞い申し上げます。最初の質問は、この台風12号に ついて質問し、災害に強いまちづくりを求めるものです。

岡山県は、9日、土木農林水産関係の被害が40億円を超え、さらに被害額は、ふくらむ見通し と発表しています。

本市の台風被害の状況によれば、5日の時点で、家屋の全壊をはじめ、土砂崩れ51件、床上浸水229・床下浸水3376など全体で3923件を数えています。被害は市内全域におよんでいるところです。

この度の災害被害の実態を、まず、良く把握し、今後の対策に生かさなければなりません。

防災無線放送が、地域では、故障していたり、有事の際の頼りの強制排水ポンプが動かなかったり、これらのことは日常の管理のあり方が問われています。見直しが必要です。今回の災害からどう学び、今後に生かすか重要です。

特に、市民生活に重要な影響を及ぼす事態、郷内小学校、その周辺の土砂崩れによる学校、被災 住宅に対してはすみやかな対応が求められています。

同時に、大きな課題は内水問題です。平成18年には市内の内水問題に対し、市役所内に浸水対策プロジェクトが組織され対策が協議されましたが、その時の内容がどう生かされたのでしょうか、この課題は、これからも本市にとって重要課題です。この度の被害の把握とこれからの対策をどう考えているのかまず質問致します。

この項の2番目はハザードマップの見直しを求めるものです。

郷内小学校は「住民向けの避難所開設の寸前」に土砂災害にあったとあります。私の住んでいる町では、避難場所の対象になっている小学校・中学校に通じる道路は冠水しました。 倉敷市が洪

水で想定している洪水規模は、最大では高梁川水系で2日間で248ミリ程度で、150年に1 回程度としています。倉敷川水系では24時間で181ミリ程度100年に1度程度とあります。 今回の大雨は、郷内付近では降り始めから400ミリ、水島地区では350ミリとありますから、 想定規模をはるかに超えるものになっていました。したがいまして、このたびの大雨、土砂崩壊 の災害をしっかり検証し、あらためて、ため池や避難場所の安全確認が求められていると思いま す。本市の洪水ハザードマップをどのように見直しをされますか。お伺いします。

この項最後は、合併した町の防災力が弱体化していないか、どう防災力を向上させていくかの問題についてです。

例えば、浸水が現実のものになってくる、土嚢を支所に要請する、しかし、支所の職員は合併時から大幅に削減され、要請しても、職員は出払っている、「土嚢は支所まで取りにきて下さい」とのことでした。災害に直面して、すべての方が、土嚢を取りにいける環境にあるとは限りません。こういうケースでは、合併以前であれば、役場はなんらかの対応をしてくれたものです。また、一本道の県道が冠水、危険ということから、「交通止め」を支所に要請をする、支所から備中局へ、、備中局からは「交通止め」にしているとの返事、しかし、標識はなく、実際はなにも対応されていません。通行車は冠水場所にきて、はじめて確認し、Uターンです。周辺は渋滞状況です。こうした、市と県とのちぐはぐさ、さらに、本市の台風被害状況について船穂地区では床下浸水35件、道路冠水はゼロとなっています。しかし、道路冠水は至るところで発生致しました。明らかに、こうした事態は、職員の減少から生じています。地域の防災力強化について、どうお考えでしょうかお伺いします。

質問の第二は、駅中心部の町づくりと題して2点お伺いします。

その1点は、倉敷駅周辺・第2土地・区画整理事業についてです。私は6月議会で一方的な換地 設計案の供覧をとどまるよう求めましたが、住民の意志に反して強行しました。その供覧に対し、 住民のみなさんから112通の意見書があがっています。その意見書提出した、みなさんの土地 所有面積は区画整理・対象面積・全体22,5分の過半数を超えているとのことです。

地元の第二地区対策協議会は、「この事業の地元の納得・合意の上で推進して下さい、しかし、事業が進めば進むほど一方的強権的になっている」と述べ、市長に対し、この地区での「市民ふれあいトーク」を申し入れています。

市長の市政運営の、その姿勢の第1は「現場主義」としています。都合のいい現場主義であって はなりません。

第二土地・区画整理事業での強権的なやり方をあらため、大幅な変更も含め、住民合意や地元の 声に、真正面から取り組まれるよう、あらためて求めます。答弁下さい。

次ぎに、区画整理事業の性格の認識について質問します。

区画整理事業は、減歩によって区画の整理を行い、減歩によって道路などの公共用地を確保する ものです。区画整理することによって得られる、狭くなった宅地や用地は「道路など広くなり、 宅地の利用価値が上がる、だから前の土地より狭くなっても、同じ価値、等価なのだ」こうした 考えです。つまり、土地の値打ちに着目したものです。

しかし、区画整理事業は、となりに大きなビルができ日照や風通しが阻害される、近隣の人間関係が断ち切られる、また、中小業者にとって、これ以上狭くなると商売に支障がある、借家での商売では、家主が同じような借家を建てるのかどうか、その保証はありません。また、その地域で農業を営んでいるものから見れば、減歩20%であれば農業収入は確実に20%減ることになります。区画整理事業は、こうしたことには、まったく取り上げず、無視するもので、一方的に、市民に大きな負担を強いるものです。そうであるならば、住民の納得と合意に、特段の努力を払う必要・もっと言えば「義務」さえ、あると思うのです。換地処分とは、行政処分です。強権的仕組みがあります。

この区画整理事業の性格の認識について市長の見解を求めます。答弁下さい。

もう一点は、駅北の大型商業施設創業にあたっての交通渋滞対策についてです。

今年の初め、年間800万人の集客数を目標とする大型商業施設イトーヨーカドーなどから住民

説明会がありました。そこで出された、地元の方か大変心配されているのが、生活道の交通渋滞 問題です。この創業に先立ち、この16日にはイオンモール倉敷の増床棟60店がオープン予定 です。延べ床面積にして3万㎡の増床です。

こうした状況の下での交通対策、生活道路の確保についてです。

この7月のはじめに、岡山県・大規模・小売店舗・立地審査会で、この渋滞問題が審議されています。この中で大型店設置者は、半径30キロ圏内の来客数、その20%が自動車で来るという想定で、計画が立てられていると説明しています。自動車分担率20%は国の指針とありますが、この数字は実態を反映しているでしょうか。自動車分担率は80%に近いのではとの、声もあります。

こんな数字の上にたった計画で、地元の安心が、確保されると思えません。お伺いします。

質問の第3番目は、市営住宅建て替えについてです。

本市は、建て替えにあたっては民間活用でPFI方式導入するかどうかを検討、企業に調査を委託し、今年度中に判断したいとしています。

私たちは、PFI方式は、公共施設で利益追求の収益事業が行われる場合、公共事業が持つ、本来の役割が果たせないのではないか、また、20年~30年の長期間の民間への委託では、住民の要求も変化します、そうした変化が反映されるのかどうか、さらに、また、この方式は大手しか受注できない仕組みがあり、地元企業を排除する問題点等を持ち、地域経済に影響を与えるものです。こうしたPFI方式には問題があると考えています。

ここでは、PFI方式でしたほうがいいのか、従来の市施行がいいのか、比較検討する方式、つまり、この事業をPFIで行うかどうかを判断・決定する、その指標、基本中の基本が、コスト削減率とされているVFM問題で、質問します。

PFIは、このVFMの過大評価が問題になっています。総務省の08年の「PFI事業に関する政策評価書」によりますと、「PFI事業において重要となるVFMについて、公共施設等の管理者等がその知識・ノウハウを有していないため、事業主体としてVFMの算出を主体的に行う

のが困難な状況にある」「コストの削減率や割引率の根拠が不明確なこと、民間事業者の選定時の VFM情報がまったく公表されていないものがあるなど客観性・透明性が確保されているとは認 めがたい状況」と指摘しています。

割引率についても経済実態を反映した数字でなければなりません。市の考えをお伺いします。同時に総務省の「評価書」が述べるようにVFM情報の公表を求めます。あわせて答弁下さい。

4番目の質問は、契約問題です。前回につづく質問です。

その第1は、談合容疑で逮捕され、その後の検察官の起訴猶予処分の際、市の指名停止解除についてです。

起訴猶予処分とは「被疑事実が明白な場合においてとあり、嫌疑不十分、嫌疑なしではありません。」「また、起訴猶予の場合には、前科でなく前歴として記録に残り、後に別件で起訴された場合にそれが情状証拠となる」とあります。したがって停止解除は不当です。もっと一貫した措置を求めたいと思います。

前回、地方自治法施行令第167条の4-2では、一般競走入札に参加させない期間を3年以内 にすることができるとなっていることを挙げました。この罰則強化は、平成20年、地方からの 要請で実現したものです。どう検討されたでしょうか答弁を求めます。

この項の2つめは、総合評価方式の改善についてです。6月から試行された総合評価方式の入札はこれまで一件です。

それによりますと、決して総合的な評価になっていません。技術面重視の技術偏重です。前回申 し上げました障害者雇用・男女共同参画の推進・環境・地域貢献など社会性・信頼性の項目を加 えるよう重ねて求めます。答弁ください。

次ぎは農業振興についてです。

先日、6日JA倉敷かさや・JA岡山西・倉敷市の農業を考える会の3者は「市街化区域農地の 固定資産税軽減、倉敷市の総合的農業振興(食と農のまちづくり)政策を求める」とした要望書 に、署名11,486人分を、添えて伊東市長に提出をしています。

農業を考える会の農家の代表委員は次ぎのように訴えました。「2年前、農業委員会が同様の主旨で市長に建議しました。今回は、さらに大きな取り組みをもって要望しました。真剣な検討を要請いたします」その決意を述べました。

農協のみなさんからも「農地の荒廃を防ぐ、また地産地消の推進のため農地の税金を考え直してほしい」と要請されました。その後の懇談会では、農家のみなさん、具体的に農業収入や固定資産税、肥料などの経費をあげ農業経営の実態を訴えられました。10アールの農業収入は10万円、農地固定資産税ははるかに超える平均十数万円です。水田の最高評価額の税金では10アールあたり39万円に達しています。そんな市街化区域農地が本市には1500%もあるのです。
応対した河田副市長は「十分検討したい」と述べましたが懇談会には参加されませんでした。このような各課にまたがる課題だからこそ、市長、副市長に聞いてもらいたかった要請者の声であります。

この度の、この要請、その主旨、農業収入を上回る高すぎる固定資産税軽減について、市長の見解・感想をあらためて求めます。

農業委員会系統組織「都市計画制度研究会」の提言が本年の3月に発表されています。この提言は、新しい都市像として「エコ・コンパクトシティー」を模索し、その中で都市農地・農業の新しい位置づけを提起しています。

都市農業の今日的機能を①教育的機能②環境保全機能③防災機能④福祉的機能⑤文化的機能をあげ、そして、都市計画の新しい線引きを ①既成市街地区域②田園環境区域③集落区域など5つに区分しています。既成市街地区域の農地は農業緑地と位置づけているのです。

私たちは、今回の要望書の実現のための手法として、①本市の市街化区域は、広げすぎているとの意見を受け、線引きの見直し、②生産緑地制度の導入、もう一つは市外区域農地の環境保全機能や防災機能を評価し、他の自治体で実現されている補助金制度を提起しているところです。市長の市街化区域農地の役割の認識、その役割の評価を求めたいとおもいます。お伺いします。

6番目の質問、「汚染がれき」処理問題についてです。

8月に発行されている雑誌「朝日新聞ウイクリーアエラ」には、見だしに、『国が主導する放射性物質の「2次拡散」・「汚染がれき」が拡散する』るとあり、岩手県・宮城県の膨大な「がれき」を全国で分散処理の計画が進んでいるとしています。倉敷市も、1日処理可能量60トン、年間最大、受け入れ可能量16900トンとして引き受けに手を挙げているとしています。倉敷市が引き受け可能としたのは、4月のことです。その後、この雑誌では、東京都東部、千葉県柏市などの廃棄物処理施設で、ゴミの焼却灰から高濃度の放射性物質が検出された、それは国が「埋め立て不可」とした1キロあたり8千ベクレルを超える放射性セシウムが検出され、岩手・宮城両県の被災地の「がれき」を大量に燃やせば高濃度の焼却灰がでるのでは、と懸念が広がっていると指摘しています。

現在、受け入れが決まっているわけではありません。また、放射能情報は、今日と4月の状況では大きく変化しています。

しかし、細野原発事故担当大臣も、この9日、「全国で、わかちあう部分がなければならない」と 述べています。

協力は当然なことですが、放射性物質が付着した恐れがあるとすれば、市民の安全と健康、不安・ 焼却灰の処理等に配慮されなければなりません。市長はどのように受け止めておりますか見解を お伺いします。

7番目の質問は、一般会計補正予算中の災害対応車両購入事業2200万円についてです。説明によりますと東日本震災では、ガソリンが入手困難の中、電気の回復が比較的早く、電気自動車が有効だったという経験に基づくものとし、軽貨物電気自動車7台購入するというものです。こうした説明に大変、違和感を覚えるのです。災害や災害の被害は様々な性格があり多様です。この地で災害時の有効性を考えれば、車高の高い4駆動車などの方が有効に活動、活躍できるように思われるのです。

こうした声にどう応えられますか質問します。

最後の質問は、支所にも市発行の発行物を置いてもらいたいとの要望です。

船穂支所は、合併時は市民・産業・建設の3係体制です。その後税務係が増えています。

市民要求は、「玉島支所までいかなければならない福祉・保健部門の係も支所内においてほしい」 というものです。しかし、それが実現していない状況では、少なくとも福祉・保健部門から出さ れているパンフレットや発行物は支所にもおいてほしい。パンフレットをもらうだけで、わざわ ざ玉島支所まで行かなくてもよいようにして下さい」との住民の声があります。

市から発行される刊行物はどのくらいあるのかについては、市で一元的に把握している部署はないということですが、住民要求の高いもの、支所にある係外の刊行物も、支所にも置くよう強く要請いたします。この質問、要望と致します。

以上質問と致します。